

平成29年旭川市議会運営の評価及び検証 評価項目の選定について

平成29年旭川市議会運営の評価及び検証では、平成27年に実施した評価及び検証を基に評価項目を選定したところであるが、2点の評価項目については評価項目とはしないこととし、また2点の評価項目を新たに加えることとしたものであり、その項目及び理由は次のとおりである。

1 平成27年の議会運営の評価及び検証の評価項目のうち、平成29年の議会運営の評価及び検証の評価項目としなかったもの

(1) 議決事件の追加（平成27年No. 3）

この項目は、平成23年の地方自治法改正により、議会の議決を要する基本構想の策定に関する項目が削除されたため、総合計画の基本的な事項については、議決事件とするよう取り組むことをその取組目標としていたところ、まちづくり調査特別委員会の調査報告書に基づき、まちづくり基本条例に基本構想を議決事件とする規定が盛り込まれた。これにより、議会による自己評価において、段階評価は目標達成とし、進行管理は完了・終了とし、外部検証者からは「取組の経過も含めて評価は妥当である。」との検証結果が出された。

このような経過から協議を要しないものと判断し、平成29年の評価項目とはしなかったものである。

(2) 一問一答の方式の運用（平成27年No. 7）

この項目は、平成25年の評価及び検証の際には、「一問一答の方式の実施」として制度の導入により目標達成となつたため、平成27年の評価及び検証においては評価項目を修正し、制度確立、実施後の具体的な運用における課題等について検討することを取組目標とした。議会による自己評価においては、段階評価を概ね目標達成とし、課題についてはその時点では見受けられず、具体的な課題等が発見されれば協議・検討していくこととした。外部検証者からは、「評価は妥当である。」との検証結果が出された。

このような経過から検証結果報告後においても課題等は発見されなかつたことから協議を要しないものと判断し、平成29年の評価項目とはしなかったものである。

2 平成29年の議会運営の評価及び検証で新たに評価項目として加えたもの

(1) 特別委員会の設置による調査（平成29年No. 1）

市長等の執行機関による事務の執行が適切に行われているかを監視することは議会が本来的に有する機能である。議会がその監視機能を発揮するには、その時々の市政における重要な案件について、調査特別委員会を設置して執行機関による事務の執行について調査を行うことが効果的であり、また、その調査を通じて議論をすることにより政策提案を行うことが議会の役割を果たす上で重要になることから、評価項目として新たに加えたものである。

(2) 議会の改善・要望事項への取組（平成29年No.11）

議会運営委員会代表者会議では議会運営及び議員活動に関し、「議会の改善・要望事項」として、常にその課題を見つけ出し、改善に向けて積極的に協議しており、同会議では、年間を通じて、会議時間の多くをその協議に充てて取り組んでいる。前回までの議会運営の評価及び検証では、旭川市議会基本条例に定める事項のみを評価項目としていたが、この評価項目については同条例に定める事項ではないが、これまでよりも範囲を広げて取組目標を定めようとして加えたものである。

3 「議員の活動原則（平成29年No.4）」の選定について

(1) この項目は、議員個々について3つの取組目標を定め、議会による自己評価においては、段階評価を概ね目標達成としたものの、議員個々の活動を議会として一律に評価することは困難であった。その一方で、外部検証者の検証結果においては「3つの取組目標について、議員はどのように取り組んだか具体的に記載するような評価をすべきである。」との意見が出された。

このような議会による自己評価及び外部検証者の意見を踏まえ検討した。(2)に記載のとおり「議員の活動原則」は評価項目としてなじまないのではないかという意見もあり、この項目を評価項目とはしない方向について協議を重ねたが、一定の賛同は得られたものの、議員は常に「議員の活動原則」を意識して行動することを、市民から求められていること、「具体的な取り組みを持ち、評価が向上することを期待したい。」という外部検証者の意見があつたことから、評価項目から外すことについては慎重に判断すべきであること、また次回の評価に向けてこの評価項目にどのように取り組めばよいかを時間をかけて協議すべきであるとの発言があり、意見の一一致には至らなかつたことから、この項目を評価項目として残すこととしたものである。

(2) この項目が評価項目としてなじまないのではないかという意見の主な理由は、次のとおりである。

第1に、取組目標の3つの項目のうち、1つ目の「市民の多様な意見等を的確に把握するよう活動する」及び3つ目の「常に自己研鑽に励み、市政において的確な判断ができるよう活動する」はそれぞれ他の評価項目の「市民との意見交換会の実施」

（平成29年No.6）及び「議会及び議員の研鑽」（平成29年No.9）と趣旨が重なるところがあり、部分的には既に平成27年の自己評価において行われているように、それらの趣旨が重なる他の評価項目の中で評価をしていくべきと考えた。

第2に、「議員の活動原則」にある取組目標は、本来的に議員が取り組むべき原則論であることから、議会として評価をすることは難しく、むしろ各議員が絶えず自らを省みて行動に移すべきものである。

第3に、より具体的な議員の取組目標を定めることは内容やレベル等が千差万別で何を選択するか難しい問題であり、それを議会が評価することは更に困難である。また、議会運営の評価及び検証を行う根拠である旭川市議会基本条例第19条は、実施主体を「議会」と規定していることからも、議員の取組目標について評価項目としていくこと自体なじまないのではないかと改めて感じたところである。